

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人宮崎県貿易物産振興センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	物産振興業務	県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を目的として、商談会や県内外での物産展の開催と、併せてアンテナショップの運営による情報の受発信等を行い、本県産業の振興を図るための業務委託	52,917,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本事業は、県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を目的として、商談会や県内外での物産展の開催と、併せてアンテナショップの運営による情報の受発信等を行い、本県産業の振興を図るものである。</p> <p>本委託事業を遂行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 物産振興のノウハウを有すること ② アンテナショップの運営のノウハウを有すること ③ 県内全域の物産品についての情報を網羅していること ④ 県内全域の中小企業が実施する販路開拓の支援ができること ⑤ 本業務を公平、中立に実施できること <p>物産振興とアンテナショップの運営を併せて実地できる団体としては、商社や卸問屋等の民間企業の活用が想定されるが、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業及び物産への偏った支援が推測され、⑤の要件を満たすことを担保できない。</p> <p>⑤の要件を満たす団体で、同時に①～④を全て満たし、本事業の目的である県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を遂行できると期待できるのは、本県の物産振興を目的に平成10年4月に設立され、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行した宮崎県物産貿易振興センター以外にないと認められるため、随意契約とする。</p>	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課
2	県産品発掘コーディネーター業務	県産品の新たな発掘や更なる販路開拓・拡大を目的に、より円滑で効果的な物産振興を行うために、県産品発掘コーディネーターを配置	9,350,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本事業は、県産品の新たな発掘や更なる販路開拓・拡大を目的に、より円滑で効果的な物産振興を行うために、県産品発掘コーディネーターを配置し、中山間地域等で生み出された魅力ある県産品の発掘や県外企業や消費者のニーズ調査等に基づくマッチング、さらには新たな販路として需要の高まっているECサイト等への掲載などにより、より多くの消費者に県産品を魅力を発信し、認知から販売までの支援を行い、中山間地域等で生み出された県産品の定番・定着化の実現まで、きめ細やかに県内中小企業を支援し、本県産業の振興と雇用創出を図るものである。</p> <p>本委託事業を遂行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 物産振興のノウハウを有すること ② 県内全域の物産品についての情報を網羅していること ③ 県内全域の中小企業が実施する販路開拓の支援ができること ④ 本業務を公平、中立に実施できること <p>物産振興においては、商社や卸問屋等の民間企業の活用が想定されるが、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業及び物産への偏った支援が推測され、④の要件を満たすことを担保できない。</p> <p>④の要件を満たす団体で、同時に①～③を全て満たし、県産品発掘コーディネーターの配置により、本事業の目的である県産品の新たな発掘やニーズの調査等に基づくマッチング等により販路開拓・拡大の機能強化が図られ、より効果的に遂行できると期待できるのは、本県の物産振興を目的に平成10年4月に設立され、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行した宮崎県物産貿易振興センター以外にないと認められるため、随意契約とする。</p>	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課
3	県産品販路開拓コーディネーター業務	県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を目的として、より円滑で効果的な物産振興を行うために、県産品販路開拓コーディネーターを配置	3,839,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本事業は、県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化を目的として、より円滑で効果的な物産振興を行うために、県産品販路開拓コーディネーターを配置することで、首都圏における県外企業のニーズ調査や、県内中小企業とのマッチングを図り、中山間地域等で生み出された県産品の定番・定着化の実現まで、きめ細やかに県内中小企業を支援し、本県産業の振興と雇用創出を図るものである。</p> <p>本委託事業を遂行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 物産振興のノウハウを有すること ② 県内全域の物産品についての情報を網羅していること ③ 県内全域の中小企業が実施する販路開拓の支援ができること ④ 本業務を公平、中立に実施できること <p>物産振興においては、商社や卸問屋等の民間企業の活用が想定されるが、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業及び物産への偏った支援が推測され、④の要件を満たすことを担保できない。</p> <p>④の要件を満たす団体で、同時に①～③を全て満たし、県産品販路開拓コーディネーターの配置により、本事業の目的である県産品の需要拡大や販路開拓、定番・定着化の機能強化が図られ、より効果的に遂行できると期待できるのは、本県の物産振興を目的に平成10年4月に設立され、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行した宮崎県物産貿易振興センター以外にないと認められるため、随意契約とする。</p>	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位: 円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
4	県産品販売促進キャンペーン事業	KONNEでのイベント等の実施やKONNEインターネットショップでのキャンペーンを実施する業務委託	37,316,400	第167条の2第1項第2号	当センターは、本県の物産振興を目的に、平成10年4月に設立された公益法人であり、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行している。当センターの業務の一つとして、宮崎県産品の販売を行うアンテナショップの運営があり、全国で最も多くの県産品を取り扱っている。 今回の事業は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、販路が狭まっている県内事業者の販路拡大を支援するため、みやざき物産館KONNEや新宿みやざき館KONNEにおけるイベントやキャンペーン等の実施や多数の県産品を取り扱っているみやざき物産館KONNEインターネットショップでのキャンペーンを実施することで、可能な限り幅広い県産品の応援消費を促す事業である。また、今後、ネットショップを販路の柱の一つとして成長させるため、ネットとリアルの相乗効果を図ることも想定している。 センターは、アンテナショップ及びインターネットショップも運営しており、事業の趣旨を考慮すると、委託先として当センターをおいて他にないと認められるため随意契約とする。	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課
5	東京オリパラにおける「日本のひなた宮崎県」PR事業	「東京の産業等の魅力発信イベント」において、県産品や観光情報など「日本のひなた宮崎県」の魅力幅広くPRする業務委託	605,000	第167条の2第1項第2号	当センターは、本県の物産振興を目的に、平成10年4月に設立された公益法人であり、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行している。当センターの業務の一つとして、宮崎県産品の販売を行うアンテナショップの運営があり、全国で最も多くの県産品を取り扱っている。 今回の事業は、東京オリンピック、パラリンピックの開催にあわせて、東京都が主催する「東京の産業等の魅力発信イベント」において、多くの県産品や観光情報など「日本のひなた宮崎県」の魅力を幅広くPRする事業である。 センターは、首都圏の情報発信拠点として県産品の展示・販売のみならず、本県観光情報を発信している新宿みやざき館KONNEを運営しており、事業の趣旨を考慮すると、委託先として当センターをおいて他にないと認められるため随意契約とする。	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課
6	デジタルツールを活用した販路開拓支援事業	県産品を製造・加工する事業者に対し、オンライン化・デジタル化に対応した販売力・商談力強化を支援する業務委託	8,394,000	第167条の2第1項第2号	本事業は、県産品を製造・加工する事業者に対し、オンライン化・デジタル化に対応した販売力・商談力強化の支援をすることを目的として、オンライン商談会等のための研修会開催や県の補助事業である「デジタルツールを活用した販売力・商談力強化サポート事業」の補助対象事業者に対する相談対応、専門家派遣の調整を行うものである。 本委託事業を遂行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。 ① 物産振興のノウハウを有すること ② 研修会のノウハウを有すること ③ 過去にオンライン商談会成約実績やECサイト運営販売実績があり、県産品事業者からの相談対応や専門家派遣、オンライン商談会に十分に対応出来る体制を有すること ④ 過去に商談会や物産展等での出展によるPRの実績があり、県産品事業者からの相談対応や専門家派遣、オンライン商談会に十分に対応出来る体制を有すること ⑤ 事業者の販路を全国に開拓するためのネットワークを有していること ⑥ 本業務を公益性を損なうことなく、公平、中立に実施できること ①～⑥を全て満たし、本事業の目的であるデジタルツールを活用した県産品の販路拡大を遂行できると期待できるのは、本県の物産振興を目的に平成10年4月に設立され、平成25年4月1日より公益社団法人へ移行した宮崎県物産貿易振興センター以外にないため随意契約とする。	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
7	①みやざき海外拠点 運営強化事業 ②みやざき輸出対応 力強化推進事業 ③世界市場で稼ぐ! 輸出強化事業 ④みやざき観光誘客 再生事業	香港に海外交流駐在 事務所を設置し、貿易・観光・投資等に 関する情報収集活動 等を行うとともに、 現地でのPR活動等に 係る業務委託	計59,498,000円 ①17,433,000円 ②34,187,000円 ③1,878,000円 ④6,000,000円	第167条の2第1項 第2号	<p>本事業については、今回、委託先が有する海外での効率的な事業実施や県内の貿易企業との円滑な連絡調整能力に基づき、本県の輸出・インバウンド振興を図るものである。当該業務を履行するに当たり、委託先に必要な要件は次のとおりである。</p> <p>ア 本県の県産品や企業、産地等の輸出の実情に明るいこと イ 広く県内企業と有効な関係を構築していること ウ 海外への県内産品の輸出に関するノウハウを有していること エ 事業対象地域の状況を把握していること オ オールみやざき営業課及び農業連携推進課や観光推進課と連携がとれる体制にあること</p> <p>また、上記条件を満たす企業・団体であっても、収益性を重視する企業・団体では、利益をより確保できる特定の企業への偏った支援が推測され、公平・公益性に欠けてしまう恐れがある。</p> <p>したがって、本委託事業を、公益性を損なうことなく、中立且つ公平に実施できるのは、宮崎県産品の国内外への宣伝及び紹介、品質の向上、販路開拓及び需要拡大を図るとともに、貿易の振興と県内産業の国際化に関する事業を行い、もって宮崎県の経済発展に寄与することを目的として設立された公益社団法人である宮崎県物産振興センター以外に適する団体は他にないため随意契約とする。</p>	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき 営業課